

新石垣空港事件は、石垣島での新空港建設に反対し白保のサンゴや新空港予定地の絶滅危惧種の小型コウモリをはじめとする自然を守る裁判です。アオサンゴとヤエヤマコキクガシラコウモリと一坪共有地主などを原告として、2006年6月に提訴しました。

■訴訟の経緯について

2006年10月25日の第1回口頭弁論からはじまり、2008年3月4日までに7回の口頭弁論を行ってきました。

★環境アセスは何のためにするのでしょうか

裁判では、最も重要な論点である、沖縄県の環境アセス評価書が杜撰なものであることが空港設置許可の取消事由になるとして、以下のような主張をしてきました。

アセス法33条（横断条項）は、環境の保全に適正な配慮がなされているかを審査し、適正な配慮がなされていないければ、免許を拒否できるとします。本件では、国土交通大臣は空港設置許可を拒否できたはずです。

ところで、環境の保全に適正な配慮がなされているかを判断するには、沖縄県実施の環境アセスメントが重要な資料になります。ところが、その環境アセスには、内容及び手続に様々な欠陥がありました。例えば、アセス準備書（アセス評価書の前に作成するもの）では調査データの改ざんが行われたり、解析中として一部の調査データが記載されていなかったことなど杜撰な内容が明らかになっています。そこで、違法な評価書に基づく審査の結果なされた空港設置許可処分は違法として、取り消されなければなりません。

★航空法上の個別規定（39条1項各号）からみても違法なものです

また、航空法上の個別規定違反による設置許可処分の違法をめぐる論点についても、次の3つの主張をしています。

①飛行場の構造計画の適合性がない（1号違反）。滑走路予定地の地下に脆い琉球石灰岩があり、地盤は航空機の滑走に必要な強度を欠く、また、近接するカラ岳からの強風のため、航空機が離着陸時に横風にあおられるおそれが高い。地盤の強度に関し、2007年7月28日の建設工法検討委員会では、空洞の崩壊の可能性がある箇所が確認され、取消事由が明らかになっています。

②他人の利益を著しく侵害する（2号違反）。本件では、新石垣空港の建設により、アオサンゴやヤエヤマコキクガシラコウモリが生存不可能になります。

③用地取得の確実性がない（5号違反）。本件では任意取得の状況及び任意取得に応じない地権者の意思、反対理由等あらゆる事情を考慮すると、空港予定地の用地取得の確実性はありません。

★国の主張では、環境アセスは

何の意味もないものになってしまいます

国は、本件処分は適法と主張し、アセス法33条の審査が違法となるのは、環境への配慮を全く怠った場合にすぎない、新空港予定地に生息する絶滅危惧種の八重山固有種の小型コウモリ類は絶滅する危険を指摘したのに対し、空港予定地だけでなく、石垣島全体で保全できればよいとします。しかし、これらの主張は環境アセスを行う意味を無にします。効果ははっきりしなくても、それらしいことをすればよい、空港予定地のコウモリは、そこでの環境に適合しているのに、他の場所で生存できるというものです。しかし、他の場所で生存できる保障はどこにもありません。環境アセスをする意義は、その場所での生存をいかに確保するかにあるはずです。

白保の貴重なサンゴ礁と絶滅危惧種のコウモリ類を守り、世界的にも貴重な日本の自然を次の世代に残していくことへのご支援をお願いします。 (文) 弁護士 足立 修一